

保護者の皆様へ

生駒市教育委員会
教育長 中田 好昭

新学期に向けての新型コロナウイルス感染症への対応について

今般の新型コロナウイルス感染症対策におきまして、保護者の皆様には、感染防止への取組にご理解ご協力をいただきありがとうございます。

さて、国からの要請に基づき、小・中学校を休校(休園)していましたが、3月24日に文部科学省から学校再開ガイドライン等が示されました。

これを受けまして、本市の新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況等を総合的に考慮した結果、下記の通り感染拡大防止の取組を講じた上で、小・中学校は4月6日(月)から再開しますので、お知らせします。

なお、今後、国からの指針を見ながら行事等の実施については対応し、保護者の皆様にはお知らせしていきます。

記

1 再開に当たっての感染拡大防止の取組について

(1) 学校生活全般に関することについて

① 一斉休業に伴う学習の遅れに関する対応策について

- ・令和元年度に履修できなかった学習内容については、令和2年度当初に実施します。

② 登校時の対応について

- ・毎朝、登校前に各家庭で検温及び健康観察の記録を健康チェック表に記載の上学校に提出してください。体温が37.5℃以上である場合または咳、喉の痛み、寒気、だるさ等、風邪の症状が2つ以上ある場合は登校を控えていただくようお願いいたします。
- ・登校後は、手洗い・うがいを済ませ、教室に入るよう指導し、併せて咳エチケットについても指導します。

③ 教室における対応について

- ・児童生徒の机の間隔は、可能な限り最大限の間隔を保持します。
- ・授業の指導形態をスクール形式とし、児童生徒が向き合って活動しないよう留意します。
- ・20分から25分に一度換気し、空気の入替えを行います。
- ・「換気の悪い密閉空間」「人の密集」「近距離での会話・発声」の3つの条件が同時に重なる場を避けるため、換気の励行、近距離での会話や発声の際のマスク(給食用マスク可)の使用等を行います。
- ・学校医、学校薬剤師等と連携した保健管理体制を整え、清掃などにより環境衛生を良好に保ちます。

④ 給食時における対応について

- ・給食前には、手洗い・うがいをするように指導します。
- ・配膳時、給食当番の児童生徒及び教職員のマスク着用を徹底します。
- ・給食時は、机を移動せず、教室の前方を向いて喫食します。

⑤ 休憩時間、掃除時間の対応

- ・必要以上の接触や近距離での会話が無いよう留意して活動します。
- ・休憩時間、掃除時間後は手洗い・うがいをするよう指導します。

2 新年度始業式について

- ①校内放送等を活用して実施します。
- ②クラス替えを行う場所については、広さや風通しなどを考慮して決定します。

3 入学式について

- ①保護者の参加は、新入生1人につき原則として2名までとさせていただきます。ただし、未就学児は人数に含めないこととします。
- ②ご家庭で検温し、37.5℃未満であること、及び咳、喉の痛み、だるさ等、風邪の症状がないことを確認した上で参加いただきますようお願いいたします。
- ③式典に出席される場合は、マスクを着用し手洗いや咳エチケットを心がけてください。
- ④式典会場入り口でのアルコール消毒薬の使用にご協力をお願いします。
- ⑤式典会場はこまめな換気を実施します。
- ⑥入学式後の記念写真撮影は、写真に写る人数制限を行い短時間で実施します。
- ⑦入学式後の保護者説明会は、保護者同士の間隔をあける等の配慮を行います。

4 修学旅行について

- 4月から5月に実施予定の修学旅行は延期します。

5 部活動について

- ①4月6日(月)から活動を再開します。
- ②「換気の悪い密閉空間」「人の密集」「近距離での会話・発声」の3つの条件が重ならないよう、実施内容や実施方法を工夫します。
- ③部活動再開直後は、児童生徒の健康状況を十分に把握し、過度なトレーニングを課さないよう留意します。また、練習内容を工夫し、身体接触を伴う練習は控えます。
- ④児童生徒に手洗い・うがいや咳エチケット等の基本的な感染症対策を徹底させるとともに、発熱等の風邪の症状が見られる時は、部活動の参加を見合わせ、自宅で休養するよう指導します。
- ⑤複数名で共有する用具（ボール、ラケット、楽器等）については、活動の前後及び活動中も随時消毒します。特に楽器については、唾液等が付着したままにならないように留意します。

6 学童保育との連携について

- 学校運営に支障のない範囲内で、学校施設を活用します。

7 児童生徒または教職員の新型コロナウイルス感染症の感染が判明した場合

- ①感染した児童生徒または教職員のクラスを学級閉鎖または休校とします。
- ②学級閉鎖または休校の期間は、保健所等と相談の上、決定します。

8 児童生徒の抵抗力を高めるために

- 新型コロナウイルス感染症予防の取組として、抵抗力を高めるために栄養バランスのとれた食事をとったり、適度に体を動かしたり、休養をとったりする等の内容を保健体育等で学習します。